# 「鳥取県大規模小売店舗立地審議会」公募委員募集要項

１　趣旨

大規模小売店舗立地法(平成１０年法律第９１号)の規定により大規模小売店舗を設置する者が店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき重要事項について審議する鳥取県大規模小売店舗立地審議会について、県民の参画を進めるため公募委員を設置することとし、下記のとおり委員の募集を行う。

２　募集内容

（１）　募集人数　　３名　（地域委員東部１名、地域委員中部１名、地域委員西部１名）

（２）　応募資格

次のアからキまでの資格をすべて満たす方

ア　以下のいずれかの地区に住所地を有し、在住する地区の地域事情に明るく、大規模小売店舗の立地による地域の生活環境への影響について公正中立に判断できること。

（ア）東部地区　鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町又は智頭町

（イ）中部地区　倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町又は北栄町

（ウ）西部地区　米子市、境港市、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町又は江府町

イ　就任時点（令和９年１月２９日(予定)）において満１８歳以上であること。(応募時点において未成年の場合、保護者等の同意があること。)

ウ　年１～２回程度、鳥取市内で平日昼間に開催される会議に出席できること。(オンライン参加対応可能)

エ　就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと。

オ　鳥取県暴力団排除条例（平成２３年鳥取県条例第３号）に規定する暴力団員等でないこと。

カ　県職員でないこと。

キ　国会議員、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員でないこと。

（３）　応募方法

別添の様式に、氏名、年齢、性別、住所、職業、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、応募資格の確認欄、志望理由、県東部、中部又は西部地区での活動実績、所掌事項に関する知識・経験等の有無を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、様式は鳥取県企業支援課のホームページからダウンロードできます。インターネット上で「鳥取県　企業支援課　大規模小売店舗」で検索してください。

（４）　委員の選考

ア　応募資格を満たす方の中から提出された書類内容に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ　委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

（５）　募集期間

令和８年１１月２０日（金）～令和８年１２月４日（金）　必着

（６）　その他

ア　応募に際して提出された書類は、委員の選考及びその連絡にのみ使用し、他の目的では使用しません。

イ　提出された書類は返却しません。

ウ　委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ　原則として審議会は公開で開催するため、委員氏名、議事録、提出資料等は全て公開します。

３　鳥取県大規模小売店舗立地審議会の概要

（１）　所管事項

知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第４条第１項の指針に基づいて大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項を調査審議する。

（２）　構　　成　　民間有識者７名（うち、公募委員３名）

（３）　開催回数　　年１～２回程度

（４）　任　期　　令和９年１月２９日から令和１１年１月２８日まで（予定）

（５）　その他　　委員報酬（１０，９００円／回）と会議出席のための旅費を支給します。